

帯広市学校開放事業(スポーツ事業)の使用心得

問い合わせ先: 帯広市教育委員会生涯学習部スポーツ課
帯広市西5条南7丁目1(市役所8階) TEL 0155-65-4210

1 学校開放事業とは

地域住民・団体及び職場等(以下「地域住民」という。)のスポーツ活動の場として学校教育に支障のない範囲で、学校の施設を開放することを言います。

2 学校開放の日時

屋内運動場(体育館) 及び屋外運動場 (グラウンド)	開放期間	上半期 5月1日～10月31日 下半期 11月1日～翌年4月30日
	開放時間 (少年団)	平日 16時～19時 土曜 14時～19時 日曜祝日 10時～19時
	開放時間 (一般団体)	平日 19時～21時 土曜 14時～21時 日曜祝日 10時～21時
屋外運動場 (グラウンド)	開放期間	4月1日～10月31日
	開放時間	平日・土日祝日 5時～7時30分

※学校行事等により、使用できない場合があります。

※グラウンドは天候状況等により、使用できない場合があります。

※年末・年始の閉場は、原則12月29日～1月3日になります。(学校の事情によって異なります)

※スポーツ少年団が上記時間帯以外で使用される場合には、各学校の了解が必要です。

3 使用頻度、使用範囲

頻度 : 空きがある場合、少年団は週に5回、一般団体は1週に1回を原則としますが、学校の利用希望の状況によっては、2週に1回の使用となる場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。(特にフットサルについては、使用可能校が少ないため、3週間に1回、1ヶ月に1回の使用となる場合があります。)

範囲 : 半面使用を原則とします。

(ただし、競技的に全面使用でなくてはならない場合およびグラウンドは除く)

4 使用者の条件

帯広市内に在住・在勤又は在学する者10名以上が構成する団体。

※ただし高校生未満の方は19時以降の使用をご遠慮ください。

5 使用登録の手続き

(1)「学校開放事業使用登録申請書」に入力または記入の上、スポーツ課へ提出してください。

※使用登録者以外は体育館やグラウンドを使用することができませんので、必ず全員登録してください。

※「以前から長く使っているから優先的に使える」といった既得権はありません。

(2)「学校開放利用登録調査」は使用登録団体に所属する代表者1名の入力が必要です。

(3)「開放学校使用許可申請書」に必要事項を記入し、開放員へ提出してください。

(4)使用登録証は、提示を求められる場合がありますので使用時は携帯してください。

(5)使用登録有効期間は5月1日～翌年4月30日までとなります。

※使用回数が少ない場合や相次いで使用していないことが発覚した場合には、使用を中止していただくこと

もありますので、長期的な計画を行い登録してください。

(6)登録内容に変更がある時は、「学校開放事業使用登録変更申請書」を提出してください。

6 使用料について

(1)屋内運動場電灯料・暖房料(既納の使用料については、特別の理由があると認めた場合以外、還付しません)

屋内運動場	1時間	電灯料	150円
	1回	暖房料	350円

(2)各料金の納付については、事前に使用券の購入が必要となります。

電灯使用券・暖房使用券は、スポーツ課及び光南小・豊成小・啓西小屋内プールの券売機で販売しております。※券売機にて購入の場合は、領収書の発行はありませんのでご了承ください。

小学校プールの営業時間は、平日18時～21時、土日祝日10時～21時です。

プールの休館日等については、帯広市ホームページをご覧ください。スポーツ課までご連絡ください。

(3)電灯は、開放員が点灯します。

(4)暖房の入る期間は12月から3月となりますので、その間は暖房料が必要となります。暖房使用は1回につき概ね1時間通気します。

(5)同じ時間帯に複数団体が半面ずつ使用する場合も、団体ごとに使用券が必要です。

(6)少年団の屋内・屋外運動場の使用については無料です。

7 使用者の義務

学校開放施設使用登録団体は、次の各号にあげる義務を守ってください。

(1)開放員の指示に従い、常に学校施設を善良に使用すること。

(2)使用許可(屋内運動場・トイレ・水飲み場等)以外の場所に入らないこと。

(3)学校敷地内で水分補給以外の飲食・喫煙をしないこと。

(4)使用の開始と終了、及び事故や物品・設備の破損があったときは、必ず開放員に報告すること。

(5)学校開放事業におけるケガ、事故等は、使用者及びその所属する登録団体の責任とする。

※スポーツ安全保険などの傷害保険に可能な限り加入してから活動すること。

(6)体育館を使用するときは、必ず運動靴を使用すること。

(7)学校施設使用後は、翌日以降の学校教育に支障のないよう、直ちに清掃し、原状に回復した上で、速やかに退出すること。

(8)学校開放の使用権利を他者、他団体に譲渡・転貸しないこと。

(9)使用方法に変更(練習試合等)、中止する時は、必ず期限内に開放員に報告し、許可を受けること。※無断での使用中止が相次ぐ場合は、使用許可を取り消します。

(10)使用者の責に帰する学校施設等の破損があった場合は、損害額に相当する金額を賠償すること。

8 使用の中止

使用者が、学校開放施設の使用期間中、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を禁止します。

(1)秩序をみだし、公安を害するおそれがあるとき。

(2)興業その他私的営利を目的とし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3)宗教的・政治的一切の活動等のために使用しようとするとき。

(4)学校開放の施設又は附属施設をき損するおそれがあるとき。

(5)学校教育に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき。

(6)学校開放事業使用の登録を受けないで学校施設を使用しようとするとき。

(7)管理上支障があると認められるとき。(連絡なく中止、遅刻が散見される場合など)

(8)登録内容に変更及び使用方法に変更があるにもかかわらずそのまま使用した場合。